



令和4年4月15日
九州地方整備局

R4-8 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）
に関するご意見の募集結果と今後の主な予定について

国営吉野ヶ里歴史公園では、公園の運営維持管理業務について、令和5年（2023年）2月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R4-8 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）」について、令和4年2月14日から2月28日までの2週間にわたってご意見を募集したところ、11件のご意見をお寄せいただきました。

つきましては、お寄せいただいたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告するとともに、今後の主な予定についてお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 電話番号：092-471-6331（代表）
092-707-0187（直通）

建 政 部 公園調整官 齊藤 和義 （内線：6170）
建設専門官 宇川 裕亮 （内線：6115）

令和4年4月15日
九州地方整備局建政部

R4-8 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案） に関するご意見の募集結果と今後の予定について

1. ご意見の募集結果について

国営吉野ヶ里歴史公園（以下「本公園」という。）では、本公園の運営維持管理業務について、令和5年（2023年）2月から引き続き民間競争入札による業務委託を実施する予定としております。

このたび、「R4-8 国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を定めるにあたり、現在検討している実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からのご意見を募集したところ、11件のご意見をお寄せいただきました。

つきましては、お寄せいただきましたご意見と、これに対する回答についてとりまとめましたので、今回ご報告いたします。

ご意見の募集にあたり、ご協力いただきました皆様へ御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 今後の主な予定

令和4年（2022年）4月中旬 運営維持管理業務 公告

令和4年（2022年）10月上旬 運営維持管理業務 落札予定者の決定

3. 問合せ先

国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 公園係

電話番号：092-471-6331（代表）

（土曜日、日曜日、祝祭日を除く9:30～17:00）

お問合せ受付は、電話のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

R4-8国営吉野ヶ里歴史公園運営維持管理業務 ご意見及び回答

No.	記載箇所	ご質問、ご意見等	回答(国営吉野ヶ里歴史公園)
1	実施要項(案) P2 1.1.2 開園期間及び時間 表2 開園期間及び時間	(ご意見) 「休園日は、12月31日及び1月の第3月曜日とその翌日」となっていますが、月1日程度の休園日を設けていただきたい。 (ご意見に対する理由) 運営維持管理業務では、各種施設設備の定期点検、建物の定期清掃等を実施することとなっています。定期点検や定期清掃等を、月1回の休園日に実施することで、公園利用者の不便解消、安全確保および作業効率向上(経費節減)につながると考えるため。	本公園は、国内外から歴史や文化を学ぶために旅行でお越しになる方が多いという特徴があり、現時点ではできるだけ開園することが望ましいと考えておりますので、原案のとおりとします。 なお、頂いたご意見は今後の本公園の管理運営の参考とさせていただきます。
2	実施要項(案) P10 1.3 本業務の質の設定 表4 包括的な質	(ご意見) 主要事項 公園利用者数の確保 ・本公園の年間の公園利用者数(令和●年度～令和●年度の実績平均値以上) 主要事項 情報受発信 ・記者発表の件数(令和●年度～令和●年度実績平均以上)について、多様な利用プログラムの提供と同様に、実績平均値を実績平均値と同等以上としていただき、実績平均値の中で同等についてお示しいただきたい。 (ご意見に対する理由) 今後、大規模な施設リニューアル等がない中で、受託者の努力で行催事、広報、景観創出など公園の質を高める努力を行っても、入園者数の目標値を過年度の平均値以上と設定されると、どんどん目標数値が上がっていってしまうことを懸念しています。適切な確保すべき公園利用者数の設定をしていただきたいと考えるため。 ・「記者発表」は、頻繁に行うものではなく、月毎のイベント情報や主要イベント開催時などでの情報提供が効果的であると考えするため。	ご指摘を踏まえ、「実績平均値と同等以上」に修正します。 なお、公園利用者数については千人単位、記者発表の件数については十件単位で切り捨てた数値を基準とします。
3	実施要項(案) P15 1.3.5 委託費の支払い方法 (1)公園運営維持管理業務 b)(注)	(ご意見) 事業者の責めに帰すことができない場合として、以下についてもお認めいただきたい。 ・「公園利用者数の確保」において、過年度に比べ天候不順の影響が認められる場合。 (ご意見に対する理由) 公園利用者数は、天候に大きく影響を受けるため。	利用者満足度は、モニタリング調査の実施日における短期的な天候不良が結果に影響を及ぼす可能性があります。利用者数の確保については通年の公園利用者数を評価するものであり、通年にわたるような天候不良の影響について、過去の天候の実績と比較してその有無を判断することは困難であることから、原案のとおりとします。
4	実施要項(案) P16 1.3.5 委託費の支払い方法 (2)収益施設等設置管理業務 P34 4.2.4 収益施設等運営計画書・自主事業施設運営計画書	(ご意見) 「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と、施設の新設又は既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容に支出するものとする。」について、収益の一部を利益の一部としていただきたい。 (ご意見に対する理由) 収益の一部とすると、収益(売上高)から、さまざまな費用を引いた上で、利益が出ず赤字となった場合にも、支出を求められるように読めるため。	ご指摘を踏まえ、「利益の一部」に修正します。
5	実施要項(案) P18 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 (5)事業者と九州地方整備局の責任分担 表6 事業者と九州地方整備局の責任分担	(ご意見) 項目(物価変動)「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」について、物価変動の指標についてお示しいただきたい。 (ご意見に対する理由) 「統計法に基づく賃金構造基本統計」「公共工事設計労務単価」「建設物価」など、指標(判断基準)となる価格を明らかにし、誤解を防止するため。	物価変動に関して勘案する指標としては「公共工事設計労務単価」及び「建設物価」等を想定していますが、「30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」に該当するかについては、業務開始後、協議のうえ九州地方整備局が判断するものとします。
6	実施要項(案) P33 4.2.3企画書の内容 企画提案	(ご意見) 「なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。」は、開始年月ではなく、予定する開始年とすることが適切ではないでしょうか。 (ご意見に対する理由) 本業務は4ヶ年に及ぶ提案であり、その間社会情勢等が変化することが考えられます。提案書提出時に月まで確定させると、状況等に応じた柔軟な運営管理に支障を及ぼす可能性があるため、提案内容の実施時期は受託期間内に柔軟に実施、対応できるようにする必要があると考えるため。	企画提案については、実施時期を定めて提案いただく必要があると考えているため、修正は行いません。 ただし、事業者の責に帰すことが出来ない事由により実施時期の変更を行う必要がある場合は、九州地方整備局と協議し、対応することとします。
7	実施要項(案) P41～42 5.2.2(6) b)賃上げの実施に関する評価基準 賃上げ実施の確認について	(ご意見) 賃上げに関する評価について、記載されている内容以外について、九州地方整備局ホームページにて公開されている令和4年2月8日付「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」(2)「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方も評価されるということでしょうか？ (ご意見に対する理由) 入札実施要領(案)の記載内容以降に国土交通省が賃上げに関する具体的な運用案を示されている可能性がある為。	賃上げの実施に関する評価については、ご指摘の通り、記載されている内容以外については、九州地方整備局ホームページにて公開されている令和4年2月8日付「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」に基づいて行うこととしております。

8	別紙資料 P115～116 第1編 第1章 第13条 提供品目及び 利用料金 第2項 P123 第1編 第2章 第28条 許可、承諾等を 要する事項 4.価格・サービス内容の決定・変更 P139 第2編 第1章 第6条利用料金 第2項	(ご意見) 販売品目等の見直しを行う際は事前協議とありますが、事後報告でよいのではないのでしょうか。 (ご意見に対する理由) 新規商品販売や価格改定等が都度更新されています。また、その日の天候や気温等によっても利用者のニーズが変化します。収益事業であるため、利用者ニーズに即応して事業者の判断で素早い対応をすることが利用者満足度に影響すると思われます。販売品目の変更や追加は事後扱い可能と考えます。	事前協議が必要な内容について、本業務から、管理運営要領に記載いただく内容に商品の価格は含まれません。また、商品について記載いただく際も、飲食・物販施設の販売品目等の事業者への裁量に委ねる項目については詳細な記載を求めないので、原案のとおりとします。
9	別紙資料 P115 第1編 第1章 第13条 提供品目及び 利用料金 第2項 P142 第2編 第2章 第18条利用料金	(ご意見) 駐車場の利用料金は事業者の裁量とするべきではないでしょうか。 (ご意見に対する理由) 実施要領(P9)では今回新たに「曜日や季節によって異なる料金を設定することを可能」と記載されています。従前の料金を指定するのは矛盾があるため。	ご指摘の資料の「第1編 第1章 第13条 提供品目及び利用料金 第2項」及び「第2編 第2章 第18条利用料金」において、従前の駐車場の利用料金と「同程度とする」と価格の目安を記載しておりますが、利用料金の設定は事業者の裁量に委ねているため、原案のとおりとします。
10	別紙資料 P130 収益施設等設置管理規定書 第1編 第4章 第40条 点検等 <施設の維持管理(点検項目)費分 担表>	(ご意見) 施設の維持管理(点検項目)費分担表において、表中の建物管理の空調設備並びに工作物における「修理」の項目において、施設等運営者の区分が「小規模修繕」となっている箇所がありますが、「小規模修繕」の判断基準を明確にすべきではないでしょうか。 (ご意見に対する理由) 金額や範囲等を明確にすることにより判断基準をはっきりとさせ誤解を防ぐため。	収益施設の修繕等に関する負担の範囲については、本規程書第15条経費等の負担 1.施設等運営者の負担範囲に定めているとおりであり、ご指摘いただいた分担表においてさらに記載することは誤解を招くおそれがあるため、ご指摘を踏まえ、当該分担表における修繕や修理に関する記述は削除します。
11	別紙資料 P332(提出様式1-6)実施方針 P345～346 別添 申請書類における 留意事項について P373 別添 企画書の提案に関する 注意事項等 P377 様式3-3 (2)収益施設の運 営に関する提案 P383 様式3-7 (2)自主事業施設 の運営に関する提案	(ご意見) 白黒片面印刷で提出することとありますが、カラー片面印刷での提出も可としていただきたい。 (ご意見に対する理由) 写真・図等を利用することで、より具体性、実現性を持って実施方針、企画提案内容等を伝えることができると考えるため。	ご指摘を踏まえ、「白黒又はカラー片面印刷」に修正します。